

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：高知県公営企業局長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	62.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	73.9%
全職員	59.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	(女性職員なし)
本庁課長相当職	68.2%
本庁課長補佐相当職	96.7%
本庁係長相当職	80.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.9%
31～35年	94.9%
26～30年	99.9%
21～25年	80.7%
16～20年	63.2%
11～15年	61.6%
6～10年	57.5%
1～5年	48.0%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、雇用形態が常勤以外の職員については勤務時間に応じて人数換算をしており、また、期末手当が支給されない職員（週当たり勤務時間が15時間30分未満の職員）は集計の対象外としている。
- ・全体的な傾向として、給与水準の高い医師に男性職員が多い（※）こと等により、男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている。
(※) 医師は職員数全体の約1割を占めており、男女比は8：2となっている。
- ・役職段階別の「本庁課長相当職」には、本庁課長と同一の任用等級だが管理職手当の支給対象外となる医師を除いている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。